

2. 教職員不祥事の発生状況とその要因等

教職員の不祥事防止と資質向上を図るための方策等に関する検討に入るに当たって、これまでの事例について、その内容等を検証する。

(1) 懲戒処分の状況等

不祥事を起こした教職員に対しては厳正な処分を科しており、最近10年間の懲戒処分（免職、停職、減給及び戒告）の状況等については、次に掲げるとおりである。

ア 本県教職員不祥事に対する被処分者数は、年度間で増減があるにしても最大9人で推移している。

イ 最近では、懲戒免職となる事例が発生している。

ウ 過去5年間の処分事例について、その状況を見ると次のとおりである。

被処分者の年齢及び勤務年数を見ると、20代から50代まで、勤務年数2年から38年となっている。

交通違反に対する処分では、幅広い年齢層となっている。

わいせつ行為等に対する処分でも、幅広い年齢層となっているが、特に、最近3年間を見ると、20代の若年層で多く発生している。

わいせつ行為等及び体罰に対する処分事例を見ると、児童生徒や一般の方に対して繰り返し行っていたものが多く、最近3年間で、懲戒処分では最も重い免職処分となる事例が相次いで発生している。

その他非違行為では、未成年飲酒喫煙の黙認等が発生している。

[参考]

表1. 被処分者数（監督責任によるものを除く）（単位：人）

	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
免職	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
停職	5	1	2	4	0	3	0	2	1	1
減給	2	4	2	2	1	2	2	2	4	5
戒告	1	3	1	2	3	3	4	0	2	0
計	8	8	5	8	4	8	6	5	9	9

上記数値は、いずれも当該年度実績数値である。

表2. H14 全国（都道府県及び政令指定都市）の状況（単位：人）

	免職	停職	減給	戒告	計
島根	2	1	4	2	9
鳥取	3	0	0	0	3
岡山	2	1	0	0	3
広島	1	1	5	29	36
山口	4	3	1	2	10
全国	153	257	287	516	1,213

わいせつ行為等
148人(前年度比+48人)
うち免職97人(+44人)

「わいせつ行為等」とは、わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントをいう。

(2) 不祥事の要因とその分析

(1)にあるように、この3年間に懲戒処分では最も重い「免職」として教職員が処分される事例が相次いで発生し、教職員5人が免職となっており、過去の懲戒処分の例から見ても異例のことである。

特に平成15年に入ってから、1月に準強制わいせつ容疑で逮捕されるという事件、7月にひき逃げ事件、10月に盗撮事件と相次いで発生し、いずれも懲戒免職処分となったが、これらは、教職員としての資質が問われる以前の、一人の人間として非社会的な行為を伴うような事件であった。

さらに、平成16年3月に、高校入学者選抜学力検査問題漏洩事件等、入学者選抜に関わる不祥事が相次いで発生した。

大多数の教職員が児童生徒のために一生懸命努力している中で、ごく一部の教職員によって教職員全体の信頼が失われていくことは、非常に遺憾である。

以下、上記不祥事の原因等を分析すると、次に掲げることが考えられる。

教職員としての資質を言う前に、一人の人間として必要な社会性が備わっていない。採用された後、どのように教職員を育てるのか、指導体制が不十分で意識も希薄である。

学校内で児童生徒への対応についての悩みや個人的な悩みを相談できる体制が、十分機能していない。

不祥事を防止するための管理職の指導力と、不祥事が発生した場合の学校の管理体制が不十分である。

教職員の不祥事の防止について、これまでも各学校で繰り返し指導していたにもかかわらず、自らのこととして十分に受け止められていない。

こうしたことから、教職員の採用や研修、管理職の登用等及び処分基準等、その採用から退職までのあらゆる面について、見直し検討を行う必要があると考えられる。